

# 平成30年度 第1回いしかわ森林環境基金評価委員会 次第

日時:平成30年7月4日(水)

13時30分～

場所:県庁行政庁舎1109会議室

## 1 開 会

## 2 農林水産部長あいさつ

## 3 議 事

- (1) いしかわ森林環境基金事業の取組実績(平成29年度)
- (2) 森林・林業を取り巻く情勢の変化と用途の検討について
- (3) 環境林モニタリング調査について

## 4 その他

# 平成30年度 第1回いしかわ森林環境基金評価委員会 座 席 表

県庁行政庁舎11F  
第1109会議室

入口

	西野 委員	中村 委員	丸山 委員長	有川 委員	奥野 委員	
能木場 委員						梶 委員
宮本 委員						田尻 委員
山岸 委員						中島 委員

プロジェ  
クター

スクリーン

橘 担当課長	五味 森林管理課長	山崎 農林水産部次長	遠藤 農林水産部長	新谷 農林水産部次長	松本 農業安全課長	大箱 税務課長
-----------	--------------	---------------	--------------	---------------	--------------	------------

庄田 課参事	中垣 林試場長	井上 担当課長	小谷 課参事	横間 課長補佐	小島 課長補佐	奥能登 農林	プロジェ クター
-----------	------------	------------	-----------	------------	------------	-----------	-------------

中能登 農林	県央 農林	石川 農林	南加賀 農林	森林 管理課	自然 環境課	温暖化里 山対策室	都市 計画課
-----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	--------------	-----------

記 者 席 ・ 傍 聴 席

入口

平成30年度第1回いしかわ森林環境基金評価委員会出席者名簿

氏名	役職等	備考
有川 光造	石川県森林組合連合会相談役	
奥野 美彌子	みらい子育てネット石川県地域活動連絡協議会 会長	
梶 文秋	輪島市長	代理 産業部長 山下 博之
田尻 純江	石川県建築士会副会長	
中島 史雄	金沢大学名誉教授・弁護士	
中村 浩二	金沢大学客員教授（名誉教授）	
西野 茂	石川県町会区長会連合会 会長	
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長	
濱上 美知子	石川県商工会女性部連合会 会長	欠席
丸山 利輔	石川県立大学参与	
宮本 外紀	石川県商工会議所連合会専務理事	
山岸 美恵子	石川県社会福祉協議会保育部会 保育士会会長	
(11名)		

(敬称略：五十音順)

# いしかわ森林環境基金評価委員会 設置要綱

## (設置目的)

第1条 いしかわ森林環境基金条例（石川県条例第41号）第1条に定める「いしかわ森林環境基金」（以下「基金」という。）を財源とした事業の成果を検証・評価するとともに、事業の継続や見直しの必要性について検討するため、「いしかわ森林環境基金評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、もって、同事業の透明性の確保と県民の理解増進にも資する。

## (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。  
(1) 事業実績及び事業成果等の検証・評価に関すること  
(2) 事業の継続や見直しの必要性に関すること  
(3) その他事業の推進に関すること

## (組織)

第3条 委員会の委員は、市町長及び学識経験者、経済、社会教育、県民・消費、農林水産関係団体の有識者からなるものとし、別紙のとおりとする。  
2 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。  
3 委員長は、会務を総理し、委員を代表する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員の再任は、妨げない。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長は委員長があたる。  
2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がこれを代行する。  
3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。  
4 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。  
5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

## (議事内容の公表)

第6条 委員会は、原則として公開により実施し、議事内容は、議事要旨により公表する。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、石川県農林水産部森林管理課において行うものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会で定めるものとする。

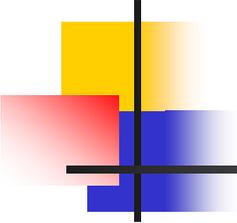
## 附則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。  
一部改正 平成24年4月2日

いしかわ森林環境基金評価委員会委員名簿

氏 名	役 職 等
有川 光造	石川県森林組合連合会相談役
奥野 美彌子	みらい子育てネット石川県地域活動連絡協議会 会長
梶 文秋	輪島市長
田尻 純江	石川県建築士会副会長
中島 史雄	金沢大学名誉教授・弁護士
中村 浩二	金沢大学客員教授（名誉教授）
西野 茂	石川県町会区長会連合会 会長
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長
濱上 美知子	石川県商工会女性部連合会 会長
丸山 利輔	石川県立大学参与
宮本 外紀	石川県商工会議所連合会専務理事
山岸 美恵子	石川県社会福祉協議会保育部会 保育士会会長
( 1 2 名 )	

(敬称略：五十音順)



## いしかわ森林環境基金事業の主な取組実績

---

### 第3期（H29）実績

- I いしかわ森林環境基金（ハード）事業
- II いしかわ森林環境基金（ソフト）事業

# I いしかわ森林環境基金(ハード)事業 第3期(H29)実績

## 1 手入れ不足人工林の強度間伐

林業採算性の悪化や山村の過疎化等により、整備がされず公益的機能が低下した人工林(手入れ不足人工林)の機能を回復するため、通常の間伐の2倍程度にあたる40%以上の本数を一度に間引きする間伐(強度間伐)を実施

### 〈第3期(H29~33)の取り組み〉

第1期、第2期で未整備の約2,000haのうち、利用間伐できない1,000haと新たに発生した約2,000haを併せた3,000haのうち、半数の1,500haの整備を計画。  
H29年度は350haを整備。

#### 【整備計画】

(単位:ha)

全体	第3期					計
	H29	H30	H31	H32	H33	
	計画	計画	計画	計画	計画	
3,000	300	300	300	300	300	1,500

### ■強度間伐の実施状況(能登町上町地内)



## 2 森林の公益的機能の低下をもたらす放置竹林の除去

森林の持つ公益的機能の発揮に支障を来すおそれのある、周辺森林に侵入・繁茂している管理されなくなった竹林の除去を実施。

〈整備状況〉 ○放置竹林の除去は5カ年で600haの整備を計画。

H29年度は129haを整備。

### 【 整備計画 】

(単位:ha)

第3期					
H29 計画	H30 計画	H31 計画	H32 計画	H33 計画	計
120	120	120	120	120	600

### ■ 放置竹林の除去の実施状況(能登町字中斎地内)

整備前



利用されなくなった竹林は徐々に拡大し、周囲の森林へ侵入していく。

整備後



### 3 クマ、イノシシなどの野生獣の出没を抑止するための緩衝帯整備

野生獣の出没を抑止することを目的として、過密化した里山林において森林の見通しを良くするため、立木竹の伐採や刈払い等の整備を実施

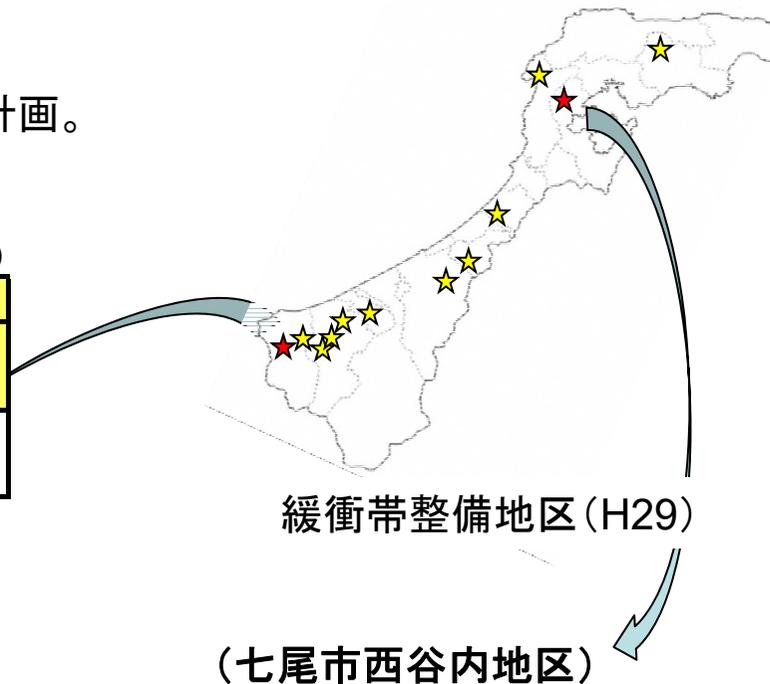
#### 〈整備状況〉

○緩衝帯の整備は5カ年で300haの整備を計画。  
H29年度は県内12地区で64haを整備。

#### 【整備計画】

(単位:ha)

第3期					
H29 計画	H30 計画	H31 計画	H32 計画	H33 計画	計
60	60	60	60	60	300



#### ■緩衝帯整備の実施状況

(加賀市直下地区)



整備前



整備後



整備前



整備後

## ○ いしかわ森林環境基金事業による緩衝帯整備の効果(集落の声)



- ・イノシシの潜み場だった竹や藪がすっきりして、道路から全く見えなかった山縁が見えるようになった。下草が生えない適度な暗さなので、電気柵を設置したい。
- ・以前は山際に向かって手をたたくと藪からガサガサとイノシシの動く音がしたが、今はしなくなった。
- ・緩衝帯整備事業や多面的機能支払交付金など様々な補助制度や農村ボランティアの力も借りて集落の農地林地を維持していきたい。

七尾市中島町西谷内地区  
星場さん(町会長)、廣田さん(前町会長)

- ・例年は春になるとウリ坊がやってきて庭の苔をほじっていきが、今年はきていない。
- ・緩衝帯付近の檻に今年はまだイノシシの気配がない。去年はけっこう捕獲したが。
- ・大雪で折れた木も伐ってもらえて、山に人が入りやすくなったし、野生動物が現れても見えやすい。
- ・緩衝帯以外の山も間伐などを進めて人間がしっかり管理していきたい。



加賀市直下地区  
谷口さん、福島さん、前田さん  
(林産組合長)

## Ⅱ いしかわ森林環境基金(ソフト)事業

○ いしかわ森林環境基金(ソフト)事業においては、「森林や木材利用に対する理解の増進」と「県民参加の森づくりの推進」を2本柱として、他部局とも連携しつつ、施策を展開

	事業名等	事業概要
森林や木材利用の増進に対する	いしかわ森林環境評価委員会開催	税の使途説明及び検証のため、第三者からなる評価委員会を開催(委員12名)
	いしかわの森づくり普及広報推進事業	新聞広告、チラシ・パンフの作成・配布や、イベントなどによる普及
	いしかわ森林環境功労者表彰	県内での森づくり活動に顕著な功績のあった団体・企業・個人を表彰
	いしかわ森林環境実感ツアー	一般県民や小学生を対象とした、手入れ不足の整備状況等の現地を見学するバスツアーの開催
	木に親しむまちづくり推進事業	建築士等を対象に、新たな建築資材(CLT等)や最新の木造建築に関する工法、県産材活用例等を紹介する講習会を開催
	森林への理解を育む木育推進事業	保育士等を対象に、子どもたちへ木の大切さを伝えるセミナーや、遊びと学びを組み合わせた実演会を開催
県民参加の森づくり推進	こども森の恵み推進事業	次世代を担う子供達を対象とした森林環境教育や体験活動を実施するNPO等への支援
	いしかわの森づくり推進月間事業	毎月10月の推進月間において、県民が参加する森づくりイベントを開催
	企業の森づくり推進事業	企業に対する説明会や活動フィールドの斡旋
	いしかわ身近な森保全事業	里山林等において地域住民等と協働して行う森林整備や木材等の利用活動への支援
	森づくりボランティア推進事業【生活環境部】	里山等の森づくり活動を自主的に実施するNPO等への支援
	里山子ども園推進事業【生活環境部】	里山を活用したもりの保育園のモデルプログラムの企画実施、保育士等の体験会実施
	いしかわの森整備活動CO2吸収量認証事業【生活環境部】	企業等が実施した森づくり活動に対するCO2吸収証書の発行
	いしかわ版CO2削減活動支援事業【生活環境部】	企業への森林保全活動(CO2削減活動)に対する理解促進
いしかわ景観キッズプログラムの開催【土木部】	小学生を対象に、里山景観に関心を抱き、大切さを学習する体験教室を開催	

# ○ ソフト事業参加者数の推移(のべ人数)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
人数	6,711人	9,719人	12,566人	11,934人	12,318人	14,390人	13,117人	13,734人	13,411人	13,994人	13,826人	135,720人

# ○ 県民の理解を増進するための普及広報

- (1) 広報誌に事業取組を掲載
- (2) 新聞に事業取組や効果などを掲載
- (3) テレビ等により、実施状況をPR
- (4) パンフレット等の配布
- (5) 農林漁業まつり、県民みどりの祭典など各種イベントにおけるPRの実施 等

# ● 県民の理解を増進するための普及広報の取組実績

**いしかわ森林環境税**

区分	率	金額
個人住民税		
① 所得割	0.1%	1,000円
② 均等割	0.1%	1,000円
法人住民税		
① 所得割	0.1%	2500円
② 均等割	0.1%	4000円
事業用所得割	0.1%	20000円
事業用均等割	0.1%	40000円

**いしかわ森林環境税について**

① 手入れ不足人工林の整備  
 手入れ不足人工林を、適切な手入れにより、健全な森林に回復させることにより、国土の保全を図ります。

② 野生動物の生息域を確保するための置山林整備  
 野生動物の生息域を確保するため、置山林を整備することにより、国土の保全を図ります。

**いしかわ森林環境税によるメリット**

① 手入れ不足人工林の整備  
 手入れ不足人工林を、適切な手入れにより、健全な森林に回復させることにより、国土の保全を図ります。

② 野生動物の生息域を確保するための置山林整備  
 野生動物の生息域を確保するため、置山林を整備することにより、国土の保全を図ります。

**いしかわ森林環境税で未来へ届けるふるさとの森**

いしかわ森林環境税を活用した取組

- 手入れ不足人工林の整備**  
手入れ不足人工林を、適切な手入れにより、健全な森林に回復させることにより、国土の保全を図ります。
- 森林の公益的機能の低下をたす放置竹林の除去**  
放置竹林を除去することにより、森林の公益的機能を回復させ、国土の保全を図ります。
- 野生動物の生息域を確保するための置山林整備**  
置山林を整備することにより、野生動物の生息域を確保し、国土の保全を図ります。

いしかわ森林環境税は、ふるさとの森林を大切に育て、未来へつなぐための大切な税金です。

県広報紙「くらしと県税」

取組紹介

新聞広報(8、10、3月)

取組紹介

● 県民の理解を増進するための普及広報の取組実績



平成29年6月10日放送  
ほっと石川(北陸放送)

「いしかわの森林を守る」



いしかわ森林環境税の  
取組成果を紹介

平成29年8月25日放送  
となりのテレ金ちゃん  
(テレビ金沢)



「森林環境税で間伐どこまで？」

いしかわ森林環境税の  
取組成果や実感ツアーの  
様子を紹介



農林漁業まつりや県民みどりの祭典等での  
いしかわ森林環境税の積極的なPR



# 新 木に親しむまちづくり推進事業(H29~)

平成29年度より、県民共有の財産である森林の適切な整備・保全を進めるために、木材利用に対する理解を深める取組として、新たに追加。

建築士、関係者等を対象に、木造建築の最新事例や設計のノウハウに関する講習会を開催

	講習会内容	参加人数
第1回	木造耐火建築実現のための技術、法規等について	54名
第2回	CLT建築の県内最新事例2件の見学、CLT建築の設計手法について	52名
第3回	木造文化財系の構造設計や耐震補強計画等について	50名
第4回	CLTを利用した公園センターの見学と木造建築設計のノウハウについて	40名
計		196名

**いしかわ木に親しむまちづくり塾**

住宅や公共建築物に比べ、木造が少ない県内の自治体分野の建築物において、石川県産木材の利用を推進するための、建築士等を対象とした木造建築に関する講習会です。

<b>第1回</b> 11月18日(土) 17:30-19:30 会場 金沢城西北門 講師 安井 勇氏 内容 「都市木造の再興～木造建築物の耐震火設計を知る～」	<b>第2回</b> 12月2日(土) 14:00-17:00 会場 中東木造事務所 講師 佐藤 隆夫氏 内容 「新しい木造建築のデザイン」
<b>第3回</b> 平成30年3月3日(土) 14:00-17:00 会場 石川県立文化芸術センター 講師 佐藤 隆夫氏 内容 「温故知新～歴史に学ぶ建築構造～」	<b>第4回</b> 平成30年3月24日(土) 14:00-17:00 会場 能美市市民会館 講師 佐藤 隆夫氏 内容 「木造建築の多様な展開」

**第1回 都市木造の再興**  
～木造建築物の耐震火設計を知る～

木造耐火建築に関する最新の技術・法規等について、最新の事例を交えて講義を行います。

11月18日(土) 17:30-19:30  
会場 金沢城西北門

講師 安井 勇氏  
所属 中東木造事務所

**第2回 新しい木造建築のデザイン**

CLT建築の設計手法・設計事例について、最新の事例を交えて講義を行います。

12月2日(土) 14:00-17:00  
会場 中東木造事務所

講師 佐藤 隆夫氏  
所属 中東木造事務所

**第3回 温故知新～歴史に学ぶ建築構造～**

木造建築の歴史・構造・耐震補強計画等について、最新の事例を交えて講義を行います。

平成30年3月3日(土) 14:00-17:00  
会場 石川県立文化芸術センター

講師 佐藤 隆夫氏  
所属 中東木造事務所

**第4回 木造建築の多様な展開**

木造建築の多様な展開について、最新の事例を交えて講義を行います。

平成30年3月24日(土) 14:00-17:00  
会場 能美市市民会館

講師 佐藤 隆夫氏  
所属 中東木造事務所



講習会の状況

**受講申込書**

〒920-0000 石川県金沢市... FAX: 076-244-8472 Email: ishiyokai@ishi-kkk.or.jp

参加費 無料

対象 建築士、建築学科学生、行政職員等  
定員 各回 40名  
申込方法 下記住所へA5用紙またはA4用紙にて送付

参加費	無料
申込方法	下記住所へA5用紙またはA4用紙にて送付
申込期間	11月18日(土) 17:30-19:30
申込方法	下記住所へA5用紙またはA4用紙にて送付
申込期間	12月2日(土) 14:00-17:00
申込方法	下記住所へA5用紙またはA4用紙にて送付
申込期間	平成30年3月3日(土) 14:00-17:00
申込方法	下記住所へA5用紙またはA4用紙にて送付
申込期間	平成30年3月24日(土) 14:00-17:00
申込方法	下記住所へA5用紙またはA4用紙にて送付

施工事例見学 (能美市内)



開催告知チラシ

## ●木に親しむまちづくり推進事業の取組成果

講習会に参加した方に感想を求めたところ、技術的な知識の向上ばかりでなく、木造建築の今までになかった可能性や新たな視点を見いだせたという内容が多かった。

参加者からは今後も講習会等、積極的な情報提供が求められており、これからの住宅・非住宅の木造建築の躍進が大いに期待できる。

### 【講習会参加者の感想(抜粋)】

- ・木材の耐火、防火の最新情報、重要性について理解が深まり、木造建築の可能性が広がった
- ・木造の見方次第で様々な可能性があるのではと感じた
- ・木造建築において高度な構造計算の有効性を感じた
- ・都市と木造を幅広く魅力的に展開できる地域だと思う



CLTを活用した民間木造建築  
建設現場紹介  
(株)中東 集成材製造工場)



県有施設で初めてCLTを活用した、県産木材  
100%使用の木造建築 設計紹介  
(奥卯辰山のびのび交流館とんぼテラス)



## 新 森林への理解を育む木育推進事業（H29～）

### 1. 木育出前講座

県内の保育施設を対象に、森の大切さや木の良さを伝える「木育」の出前講座を実施



平成29年度 木育出前講座実施状況

対象施設	実施施設	参加者	
		大人	子ども
保育施設	8施設	228人	346人
小学校	2施設	—	73人

### 2. 木育セミナー

県内の保育士及び教員を対象として、木育についての知識やノウハウを伝達できる人材を増やすためのセミナーを実施



平成29年度 木育セミナー実施状況

実施回数	参加者(保育士等)
4回	112人

### ●森林への理解を育む木育推進事業の取組成果

木育セミナーに参加した方に、感想を求めたところ、**生活に木製品を取り入れたい**といった声や**施設を木質化したい**という声が多かった。木育を通じた木材利用の理解が進むことが大いに期待できる。

#### 【木育セミナー参加者の感想(抜粋)】

- ・なるほどと思うことがたくさんあり、木に対する思いも変わってきました。木製のものは落ち着きます。生活に取り入れていきたいです。
- ・なんとなく心地よいという感覚も大切だと思うが、やはりデータは強みになるなあ実感した。園の木質化に近づくように思う。
- ・木を使ったおもちゃはたくさんあるけれど、より身近な木を使うありのままの木を使うことも取り組みたい。

## ○ いしかわ森林環境実感ツアー

一般県民や小学生を対象に、手入れ不足人工林やその整備状況等の現地を見学するバスツアーを開催

### 〈いしかわ森林環境実感ツアー(一般向け)〉(H19～)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
回数	7回	5回	5回	3回	3回	3回	2回	2回	2回	2回	2回	36回
参加者数	128人	168人	131人	68人	66人	60人	40人	47人	54人	52人	52人	866人

### 〈こども森林環境実感ツアー〉(H24～)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
学校数	5校	6校	5校	6校	5校	9校	36校
参加者数	246人	445人	352人	356人	170人	278人	1,847人

### 〈いしかわ森林環境実感ツアー(親子向け)〉(H29～)

年度	H29
回数	2回
参加者数	59人



いしかわ森林環境実感ツアー（一般向け）



こども森林環境実感ツアー



いしかわ森林環境実感ツアー（親子向け）

## ○ いしかわ森林環境功労者の表彰(H20～)

森林環境の保全に対する貢献が顕著であり、他の模範となる者を表彰

年度	功労者名	区分	年度	功労者名	区分
H20	麒麟ビール株式会社北陸工場	企業	H25	西田博	個人
	珠洲漁業士会	団体		白山市立白嶺小学校	学校
	石下哲雄	個人		輪島市林業研究グループ	団体
H21	株式会社玉家建設	企業	H26	猟友会能美小松支部	団体
	のと共栄信用金庫	企業		公益財団法人ニッセイ緑の財団	企業
	宝達山水源の森づくり協会	団体		河北郡林業研究会	団体
	石川フォレストサポーター会	団体		一般財団法人きんしん環境財団	企業
H22	南出登喜雄	個人	H27	北陸電力株式会社 七尾支社	企業
	山村正信	個人		七尾市立天神山小学校	学校
	穴水町林業研究会女性部	団体		三谷地区活性化推進協議会	団体
H23	NPO法人森林環境保全・里山物語	団体	H28	NPO法人角間里山みらい	団体
	高坂・根上町緑を守る会	団体		「つたえよう美しき森」推進委員会	団体
	NPO法人能登半島おらっちゃんの里山里海	団体		鶴来信用金庫	企業
H24	生活協同組合コープいしかわ	企業	H29	竹林 臣夫	個人
	ジェイ・バス株式会社	企業		中本 安昭	個人
	株式会社サークルKサンクス	企業		もりラバー林業女子会@石川	団体
	石川県立大聖寺高等学校	学校		千里浜地区まちづくり協議会	団体
	金丸出町請山利用生産組合	団体		滝ヶ原町鞍掛山を愛する会	団体
				株式会社北國銀行	企業
				かほく市立金津小学校	学校
				能登島松茸山再生研究会	団体
				中山 吉男	個人
			計		40者



県民みどりの祭典にて表彰



景観教室：宮竹小学校

## ○ いしかわ景観キッズプログラム(土木部と連携)(H21～)

子供達を対象に里山の景観保全と森づくりの大切さを理解する体験学習を実施

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28	H29	計
学校数	7校	1校	4校	2校	3校	3校	3校	3校	3校	2校	31校
参加者数	152人	19人	135人	21人	72人	89人	57人	43人	43人	64人	695人

## ○ 森づくり活動事例発表会の開催 (H22～)

森林環境基金事業(ソフト事業)を活用して森づくり活動を実施した団体による活動発表会の開催



森づくり活動事例発表会

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
参加者数	94人	89人	91人	72人	79人	79人	62人	64人	630人

## ○ こども森の恵み推進事業(H19～)

子ども達を対象に森林環境教育や森林体験活動を行うNPO団体等を支援



間伐体験：白山市



木工作体験：金沢市



木材市場の見学：輪島市

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
団体数	16団体	16団体	17団体	20団体	19団体	25団体	23団体	22団体	23団体	29団体	17団体	227団体
参加者数	4,251人	2,798人	3,521人	4,826人	4,701人	5,069人	4,245人	4,673人	4,290人	6,334人	4,518人	49,226人

## ○ いしかわ森づくり推進月間事業(H19～)

毎年10月を「いしかわ森づくり推進月間」と定め、県下全域で県民森づくり大会を開催



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
森づくり大会	7回	5回	6回	6回	5回	59回						
参加者数	397人	755人	588人	585人	707人	492人	267人	517人	490人	694人	413人	5,905人

## ○ 企業の森づくり推進事業(H19~)

企業による森づくり活動を推進するため、活動事例集の作成、企業に対する説明会や現地見学会の開催、活動フィールドの仲介、技術指導等を実施

年度	H29
新規団体数	8 団体
活動団体数	52 団体
活動地区数	58 地区
参加者数	4,260 人



企業の森体験会



企業の森づくり活動事例集

## ○ いしかわの身近な森保全事業(H19~)

森林所有者等と協定を締結し、里山林の整備保全等を協働して行う市町を支援

年度	H19	H20	H21	H22	H23		
市町数	2市町	3市町	3市町	3市町	3市町		
参加者数	125 人	282 人	254 人	265 人	310 人		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
市町数	6市町	4市町	4市町	4市町	6市町	3市	—
参加者数	465 人	306 人	391 人	415 人	417 人	360 人	3,590 人



荒廃里山の整備：金沢市

○ 森づくりボランティア推進事業(生活環境部温暖化・里山対策室と連携)(H19~)  
自主的な森づくり活動を行うNPO等を支援

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
団体数	14 団体	17 団体	14 団体	16 団体	13 団体	19 団体	13 団体	11 団体	9 団体	9 団体	12 団体	147 団体
参加者数	1,410 人	2,951 人	2,669 人	2,225 人	2,312 人	2,495 人	2,153 人	1,780 人	1,424 人	1,552 人	1,107 人	22,078 人



植栽地の下刈：金沢市



除伐木のチップ化：金沢市

○ 里山子ども園推進事業(生活環境部自然環境課と連携)(H20~)  
保育園・幼稚園の園児を対象に里山を活用した環境教育を実施

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
参加者数	268人	398人	704人	673人	1,117人	1,045人	1,055人	1,223人	1,023人	1,083人	8,589人

※H24に「もりの保育園」から「里山子ども園」に名称変更



健康の森：輪島市



夕日寺健民自然園：金沢市



木場湯：小松市

○ いしかわの森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証事業(環境部温暖化・里山対策室と連携)(H19~)

企業等が行う森づくり活動による二酸化炭素の吸収量証書を交付

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
件数	6 団体	8 団体	10 団体	12 団体	16 団体	18 団体	19 団体	19 団体	19 団体	18 団体	-
吸収量(t-CO <sub>2</sub> )	101.3 トン	108.8 トン	92.2 トン	80.4 トン	115.9 トン	107.2 トン	64.6 トン	53.7 トン	64.7 トン	49.7 トン	838.5 トン



森林整備活動CO<sub>2</sub>吸収証書及び森林整備サポート活動CO<sub>2</sub>吸収証書交付式

## ○ いしかわ版CO2削減活動支援事業(環境部温暖化・里山対策室と連携)(H29~)

企業等から協賛を募り、NPOやボランティア団体等の営利を目的としない団体が行う森林保全活動を支援



年度	H29
協賛件数	2社
支援件数	11団体
活動人数	613人



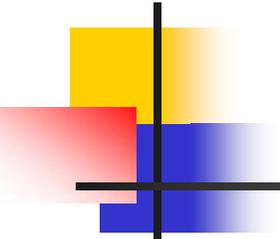
植栽地の下刈：七尾市



植栽地の下刈：七尾市



作業道の刈払：七尾市



## 森林・林業を取り巻く情勢の変化と 用途の検討について

---

1. 森林整備に関する情勢の変化
2. 木材利用に関する情勢の変化
3. 情勢の変化を踏まえた用途の検討について

# 1. 森林整備に関する情勢の変化

## ① 森林経営管理法の概要について

# 森林経営管理法(森林管理システム)の趣旨

- 平成30年5月25日成立、平成31年4月1日施行
- 林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的として、市町村が、自発的に経営・管理を行わない(行えない)森林所有者から、その森林の経営・管理の委託を受ける仕組みづくりを目指す。  
(「伐って、使って、植える」資源循環のサイクルを確立し、林業の成長産業化と森林の適正管理を両立させる。)
- この新たな仕組み(森林管理システム)のポイント
  - ① 森林所有者に適切な経営・管理を促すため、森林所有者の責務を明確化する。
  - ② 森林所有者が自発的に適切な経営・管理を実行できない場合には、市町村が一旦、長期的な委託を受けた上で、集まった森林をまとめて意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
  - ③ 林業経営者に再委託されない、しない森林は、市町村が間伐等を実施(作業を請負に出すこと含む)。

# 森林経営管理法(新たな森林管理システム)の概要

※ 経営管理の責務を明確化  
(適時の伐採・造林・保育の実施)

森林所有者

森林の  
経営管理  
の委託  
(申出・  
意向調査)

市  
町  
村

林業経営に適した森林

- 都道府県が公表している  
リストの中から委託先を選定

林業経営に適さない森林

- 市町村による間伐等の実施  
(市町村森林経営管理事業)

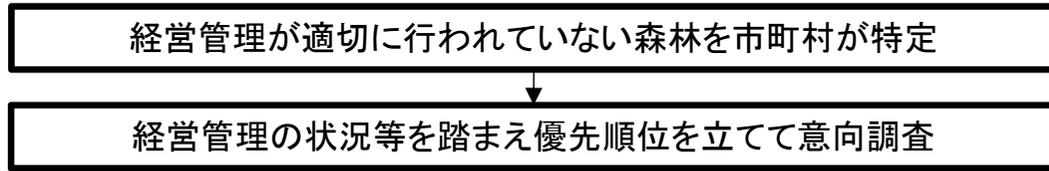
森林環境譲与税(仮称)  
の充当対象

森林の経営  
の再委託

意欲と能力のある林業経営者

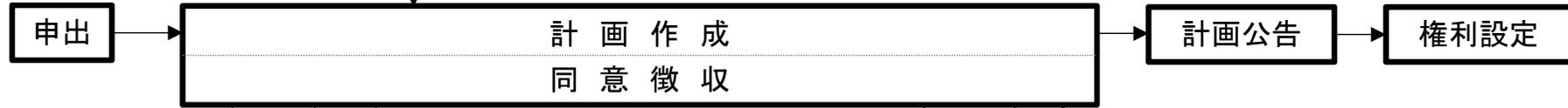
〔※ 都道府県による市町村の事務の代替執行等も措置。〕

# 所有者不明森林等における特例



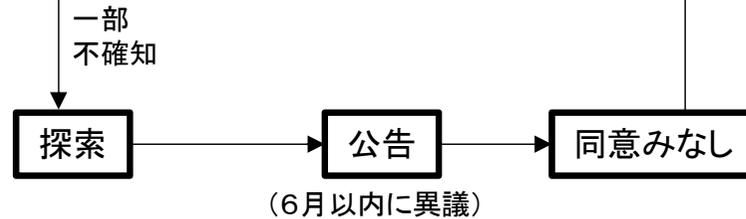
## (1) 原則

全部確知・全員同意  
(単独所有／共有)



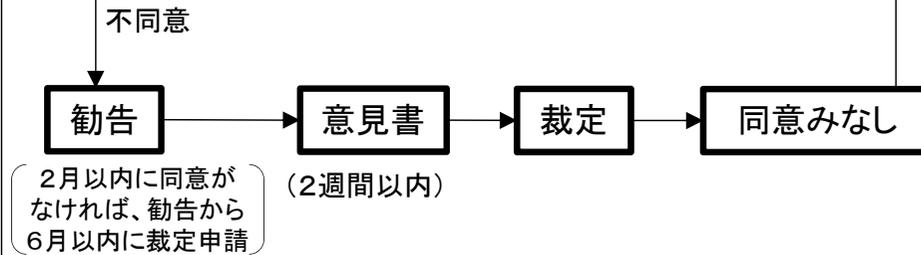
## (2) 共有者不明森林の特例

一部不確知  
確知共有者全員同意  
(共有)



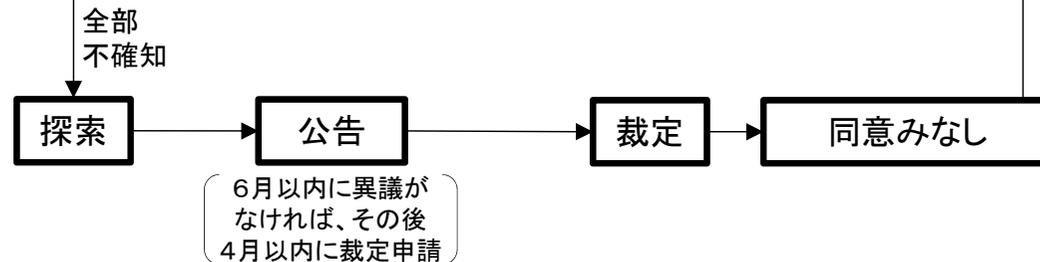
## (3) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり  
(単独所有／共有)



## (4) 所有者不明森林の特例

全部不確知  
(単独所有／共有)



- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
  - ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されていない場合
    - (2) 共有者不明森林 → いつでも取消申出可
    - (3) 確知所有者不同意森林 (※意見書提出者に限る)
    - (4) 所有者不明森林 → 計画公告から5年以降に取消申出可
  - ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合
    - ① 民間事業者の承諾を得た
    - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

# 1. 森林整備に関する情勢の変化

## ② 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設について

## 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

### 4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、※<sup>1</sup>森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

(以下略)

※<sup>1</sup>森林経営管理法のことを指す

## 平成30年度税制改正の大綱の概要(平成29年12月22日閣議決定)

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

### <森林環境税(仮称)の創設>

- ・ 国内に住所を有する個人に対して課する国税。税率は、年額1,000円。賦課徴収は、市町村が個人住民税と併せて行う。
- ・ 市町村は、納付又は納付された額を都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む。
- ・ 平成36年度から課税する。

### <森林環境譲与税(仮称)の創設>

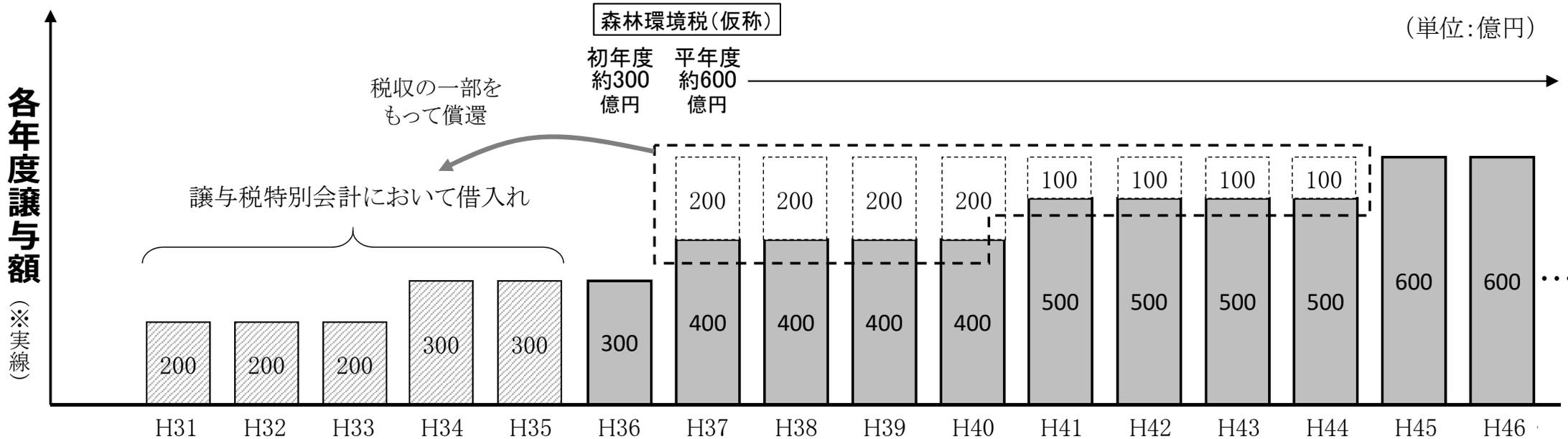
- ・ 森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。
- ・ 市町村は、森林環境譲与税(仮称)を、森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。
- ・ 都道府県は、森林環境譲与税(仮称)を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。
- ・ 市町村及び都道府県は、使途等を公表しなければならない。
- ・ 平成31年度から譲与する。

### <税創設時の経過措置>

- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

# 各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市: 県の割合	80 : 20		85 : 15		88 : 12		90 : 10	
(市町村分)	160	240	340	440	540			
(都道府県分)	40	60	60	60	60			

市町村分	50%	私有林人工林面積	※補正率 林野率85%以上 1.5 同75%上85%未 1.3
	20%	林業就業者数	
	30%	人口	
都道府県分	市町村と同じ基準		

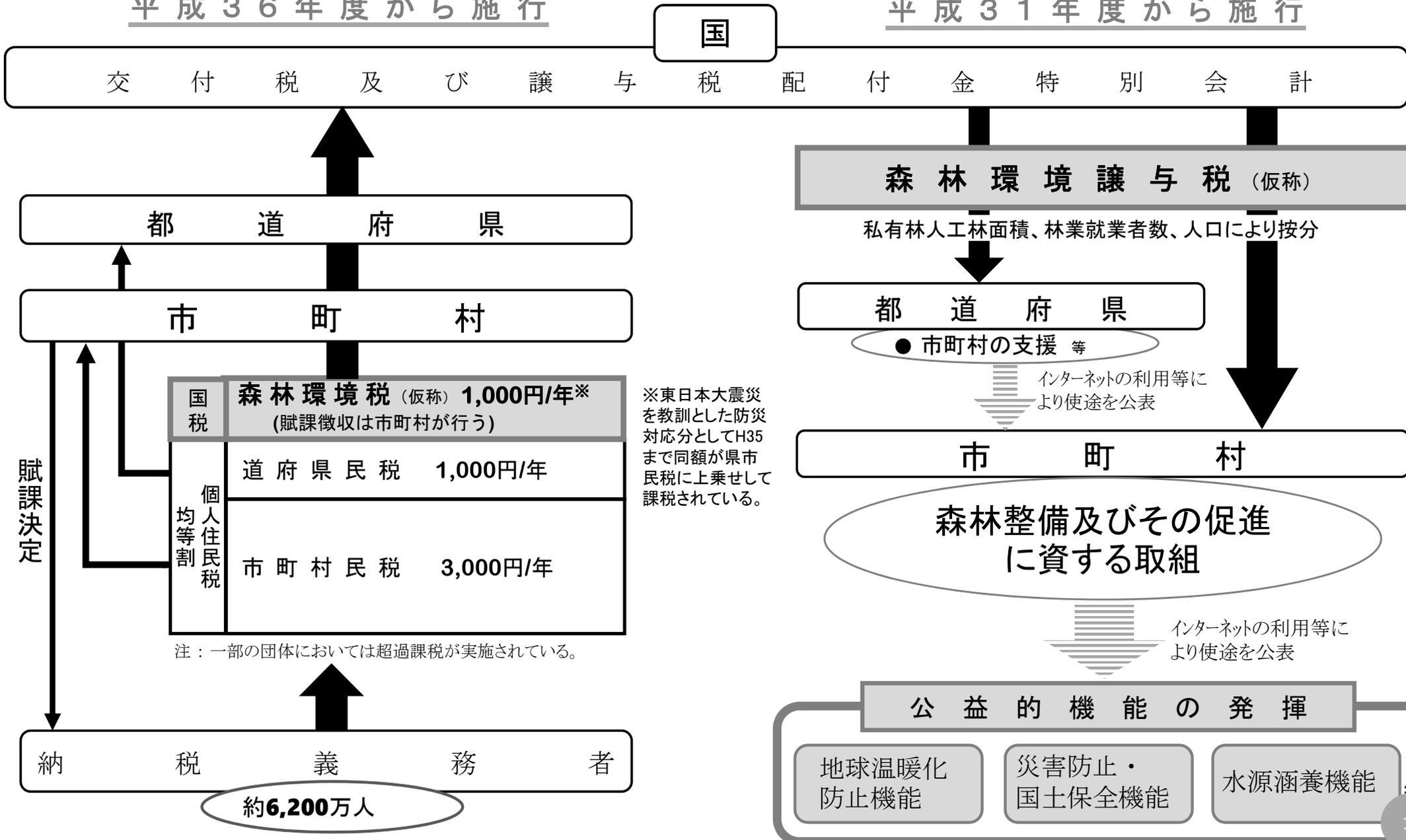
※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。  
 ※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額と見込まれる。

# 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

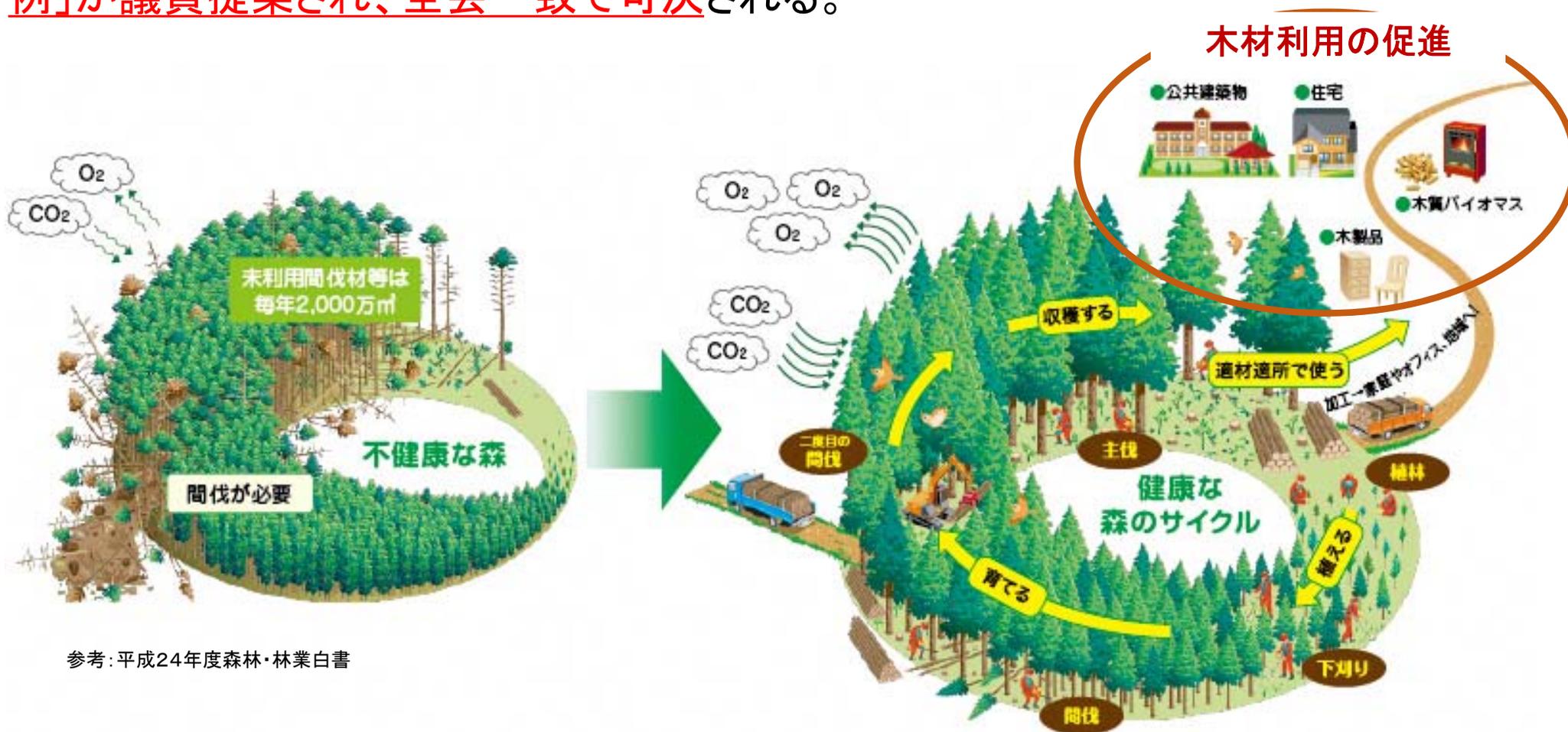
平成31年度から施行



## 2. 木材利用に関する情勢の変化

### ①木材利用の意義

- ・木材利用の促進により、木材価格の低迷等により林業経営に関心を失いつつある森林所有者の意識改善を図り、経済林における間伐を促進し、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぐことで、森林の有する水源かん養や土砂流出防止、地球温暖化防止等の公益的機能を持続的に発揮
- ・これらの意義の重要性を鑑み、6月の議会において「石川県県産材利用促進条例」が議員提案され、全会一致で可決される。



参考:平成24年度森林・林業白書

**木材利用の促進により、健康な森のサイクルを活性化**

・木材の利用は、快適な住環境の形成や地域経済の活性化につながるのみならず、地球温暖化の防止にも貢献

(1) 木材を住宅や家具等に利用することは、社会全体における炭素の貯蔵量を増加

→木造住宅は、鉄骨プレハブ住宅や鉄筋コンクリート住宅の約4倍の炭素を貯蔵

(2) 木材は、鉄やコンクリート等の資材に比べて製造や加工に要するエネルギーが少ないことから製造・加工時の二酸化炭素の排出量を削減

	木造住宅	鉄骨プレハブ住宅	鉄筋コンクリート住宅
炭素貯蔵量	 6炭素トン	 1.5炭素トン	 1.6炭素トン
材料製造時の炭素放出量	 5.1炭素トン	 14.7炭素トン	 21.8炭素トン

参考：平成25年度森林・林業白書

・また、木材利用による森林の適切な整備・保全是、身近に森林がない都市部の住民も含め広く県民が木材や森林についての理解を深める良い機会

## 2. 木材利用に関する情勢の変化

### ②石川県県産材利用促進条例の制定について

# 石川県県産材利用促進条例の概要①

- 平成30年6月19日に議員提案され、6月20日に開催された県議会において、全会一致で可決し、6月25日に公布・施行

## ○前文

- 森林は、県民の安全で快適な暮らしの基となる多面的機能を有し、県民共有の貴重な財産。
- 県土の約7割が森林で占められ、このうち、約4割は県木「あて」やスギをはじめとする人工林である。
- 戦後に植林された人工林の多くが伐採適齢期を迎えており、植えて育てる時代から、積極的な利活用を図る段階へと大きな転換期に差しかかっている。
- この条例は、県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、森林の有する多面的機能の発揮と活力ある地域社会の実現を目指して制定する。

## ○目的(第1条)

- 県産材の利用促進について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産材の利用促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、森林の有する多面的機能の発揮と活力ある地域社会の実現に寄与すること

## ○基本理念(第3条)

- 森林資源の有効利用並びに整備及び保全並びに循環利用につながること
- 地域経済の維持及び活性化に資すること
- 県民等の健康で快適な生活環境、事業環境等の維持又は創出につながる
- 森林の有する多面的機能の持続的かつ安定的な発揮につながること

# 石川県県産材利用促進条例の概要②

## ○県の責務(第4条)

- 国、市町等と連携、協力して、県産材の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

## ○森林所有者の役割(第5条)

- 自身が所有する森林の整備及び保全に必要な措置を講ずるよう努める

## ○関係事業者の役割(第6条)

- 県産材の安定的な供給、利用促進などについて、相互に連携、協力を努める

## ○県民等の協力(第7条)

- 基本理念についての理解を深め、県産材の利用に協力し、自ら主体的に利用に努める

## ○県産材利用推進月間(第9条)

- 10月を県産材利用推進月間とする

## ○顕彰(第10条)

- 県産材の利用促進に顕著な功績のあった者への顕彰に努める

## ○財政上の措置(第11条)

- 県産材の利用促進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める

## ○施策の実施状況の公表(第12条)

- 毎年、県産材の利用促進に関する施策の実施状況を公表

### 3. 情勢の変化を踏まえた使途の検討について

# いしかわ森林環境基金事業のこれまでの見直しについて

## ○いしかわ森林環境基金事業の条例上の位置付け

いしかわ森林環境基金条例(平成18年12月20日)

第1条 水源のかん養、県土の保全その他の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民共有の財産として守り、育て、次の世代に健全な姿で引き継いでいくことを目的として、**県民の理解と協力の下、森林の公益的機能の維持増進に資する施策に要する経費の財源に充てるため、いしかわ森林環境基金を設置**する。

## ○いしかわ森林環境基金事業のあり方

### 第1期(H19~23)

いしかわの森づくり検討委員会報告書(H18. 11)

- ・森林の公益的機能を維持していくため、**水源地域等の手入れ不足人工林について、まずは重点的に整備が進むよう、所有者負担を求めずに整備を推進**
- ・県民に対する森林の現状やその役割、森林整備の取組等についての普及啓発や情報提供に努めるほか、**県民参加の森づくりを推進**

### 第2期(H24~28)

いしかわ森林環境基金評価委員会報告書(H23. 11)

- ・**手入れ不足人工林の整備を継続するが、整備はできる限り利用間伐による**
- ・**手入れ不足人工林においては侵入竹の除去が必要であり、間伐と併せ侵入竹の除去を実施**
- ・**里山林の緩衝帯整備をモデル的に実施するほか、県産材製品を人目に付く場所に設置することなどにより税事業の「見える化」を進め周知度を向上**

### 第3期(H29~33)

いしかわ森林環境基金評価委員会報告書(H28. 11)

- ・**不在村等により未整備となっている手入れ不足人工林と新たに発生した手入れ不足人工林の解消**
- ・**侵入竹の発生源となっている放置竹林の解消**
- ・**野生獣の出没を抑制するため、集落周辺の里山林の緩衝帯整備を実施**
- ・**森林の適切な整備・保全のため、木材利用に対する理解を深める取組を検討**

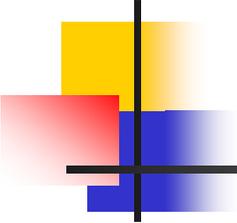
## ○いしかわ森林環境基金事業の計画と実績(上段:面積/下段:基金額)

区分		第1期(H19~23)		第2期(H24~28)		第3期(H29~33)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手入れ不足人工林の整備	強度間伐	10,000ha 1,650百万円	10,550ha 1,659百万円	7,000ha 1,250百万円	3,000ha 653百万円	3,000ha 450百万円	
	利用間伐			4,600ha -	6,500ha		
侵入竹の除去				550ha 400百万円	701ha 930百万円		
放置竹林の除去						600ha 1,060百万円	
緩衝帯整備						300ha 165百万円	

**いしかわ森林環境基金は、森林の公益的機能の維持増進に資する施策に充当することになっており、これまでも、補助金などの国の制度を最大限活用しながら、新たな課題に対応できるよう、評価委員会の検討を経て見直しを実施**

## 使途の検討について

森林整備や木材利用に係るこれらの情勢の変化を踏まえ、  
県産材の利用促進が、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぐことで、  
森林の公益的機能の維持増進につながる  
るとの視点も取り入れながら、いしかわ森林環境税の使途  
の検討をお願いしたい。



## 各種モニタリング調査の結果報告

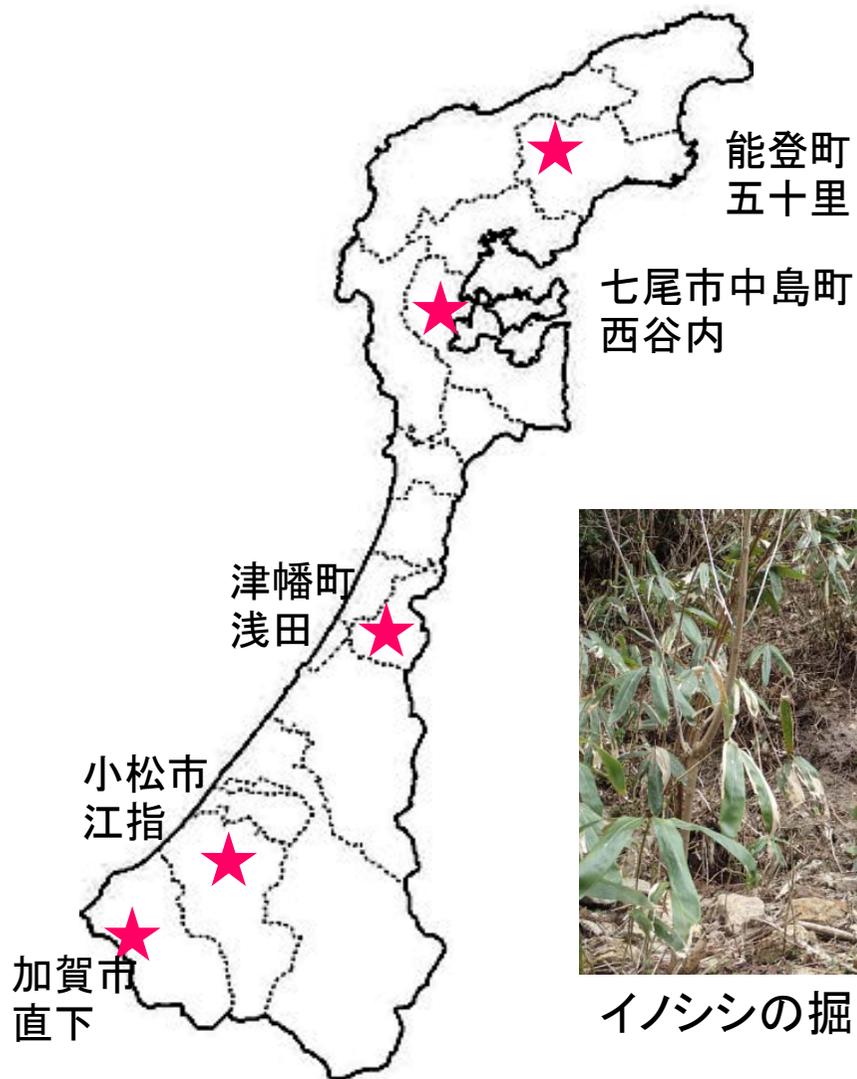
---

I 野生動物の出没を抑制する緩衝帯整備  
モニタリング調査

II 環境林モニタリング（植生回復）調査

# I 野生動物の出没を抑制する緩衝帯整備モニタリング調査

県内5地区における、整備前後の野生動物(イノシシ、クマなど)の出没および被害状況を比較



## 調査内容

- ・ 整備前後における痕跡調査
- ・ 自動撮影カメラ設置による出没状況調査  
(3台/地区)
- ・ アンケートによる地区住民の意識調査



イノシシの掘りおこし

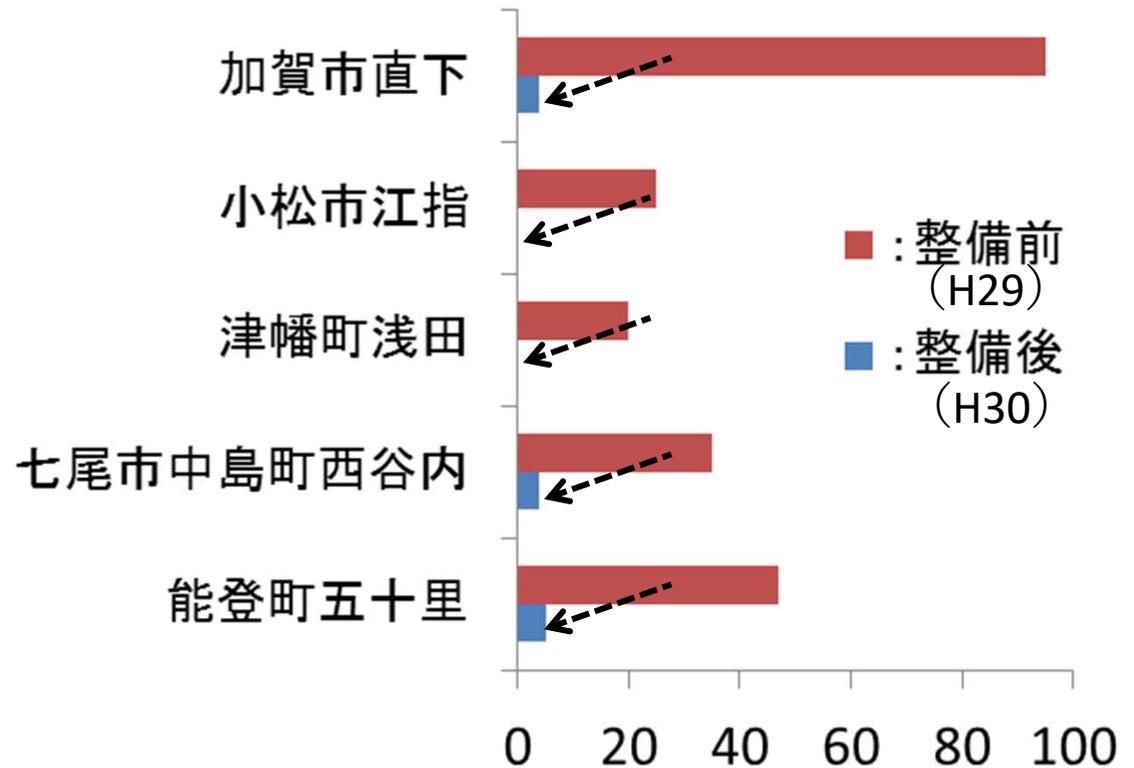
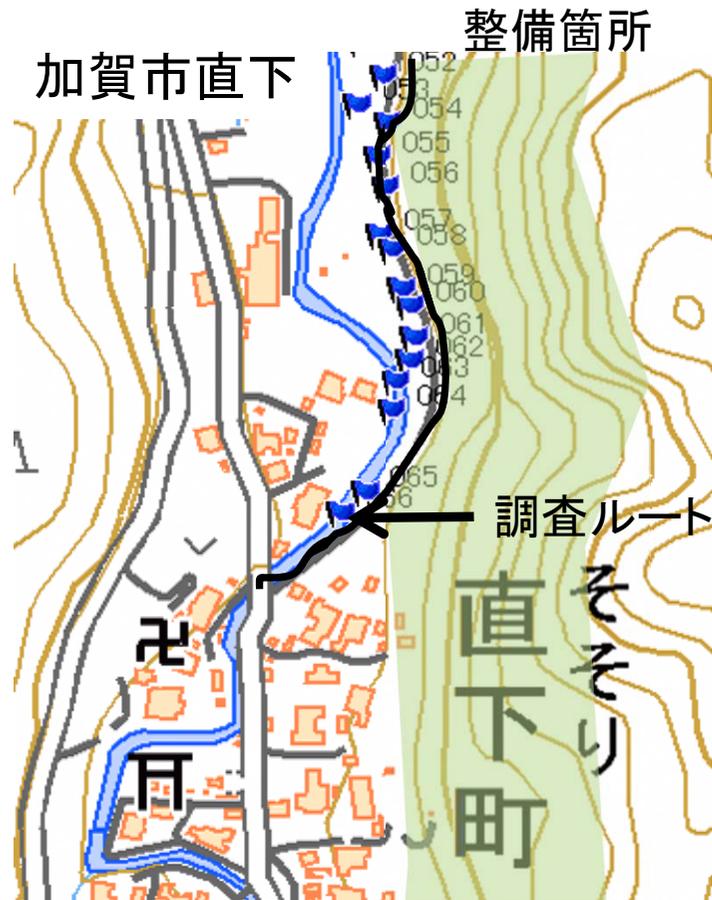


イノシシの足跡

## ● 整備前後における痕跡（イノシシ）調査結果（春の比較）

### 調査方法

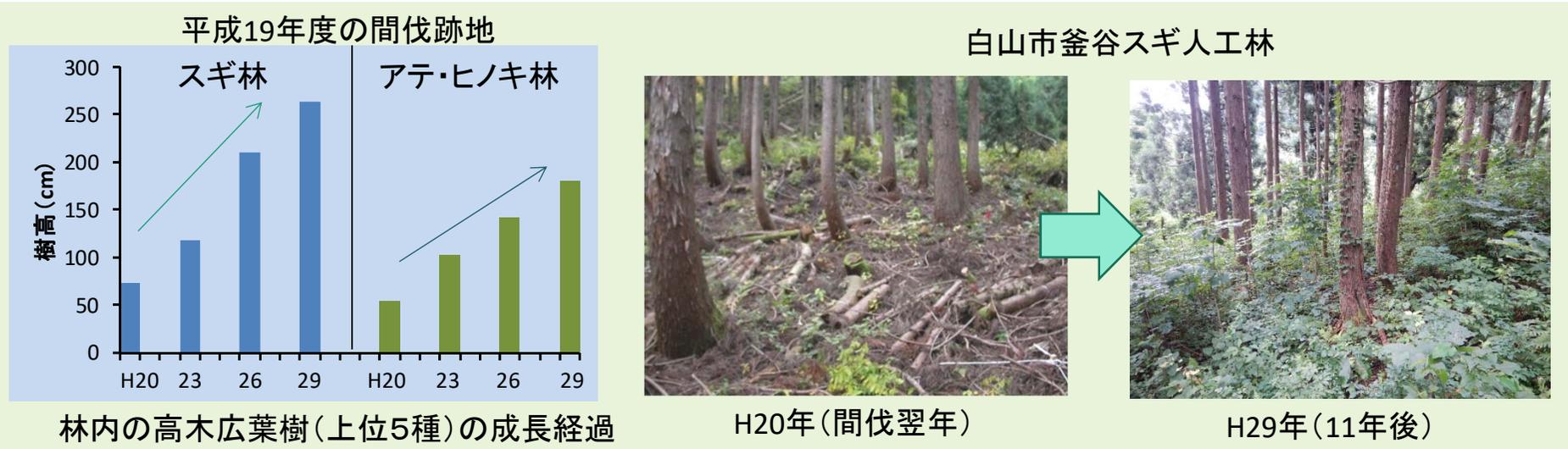
- ・集落と緩衝帯整備森林との間に、約1kmの調査ルートを設置
- ・イノシシの痕跡(ケモノ道、足跡、掘り返し、食害痕、落石など)の位置と数を調査
- ・イノシシの出現には季節変化があるため、整備前(H29)と整備後(H30)の春時期の痕跡について比較



整備前と整備後のイノシシ痕跡数の比較

## Ⅱ 環境林モニタリング（植生回復）調査 －多くの広葉樹が更新し生育－

### 1. 手入れ不足人工林の強度間伐（本数間伐率40%以上）跡地：40カ所で継続調査（H20～）



### 2. 侵入竹林整備（親竹伐採と2年間の再生竹刈り払い）跡地：20カ所で継続調査（H24～）

